

2013年12月12日

京都労働局局長
森川 善樹 殿

京都労災職業病対策連絡会議
会 長 河 口 隆 洋

働くもののいのちと健康・安全を守る要請書

貴職におかれましては、日頃より労働者のいのちと健康を守るためにご尽力いただき、感謝申し上げます。混迷する政治情勢の下、経済情勢は好転しない情勢の下で、労働者の健康実態は一向に改善されておらず、深刻さをますます増しています。

私たちの相談窓口にも長時間労働と過酷なノルマ、パワーハラスメントによりメンタル疾患を罹患した労働者、ケガ、疾病による休職が原因で雇用を打ち切られる若者など悲痛な相談が日々寄せられています。

労働によって健康が損なわれ、いのちが奪われる。労働の現場にメンタルヘルス不全の原因を蔓延させるなどということは決して許されることではなく、なんとしても防がなければなりません。京都における働くもののいのちと健康、権利と暮らしを守る為に労働行政がより一層大きな役割を果たされることを求め、以下の通り要請します。

1. 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組強化の一環として取り組まれた、「長時間労働の抑制に向けた「過重労働重点監督月間」の京都労働局所轄の調査結果及び、重点的な監督指導の実施結果について明らかにすること
2. 平成24年度安全衛生基本調査の集計結果に基づき改善点及び今後の取り組みを明らかにすること
3. 第12次労働災害防止計画の労働局の取り組みを具体的に示し、実践を促進すること
4. 腰痛対策指針改訂に伴い職場での指針の周知実態を明らかにし、指針実践を促進すること
5. 「休業補償特別援護金」等の救済、補償制度等の周知を徹底すること
6. 以下の要請項目について厚生労働省に上申されること
 - I. 過重労働による健康障害発生の実態と防止対策について
 1. 過重労働による健康障害防止対策の実施状況を明らかにし、改善のための対策を示すこと。
 - 1) 脳・心疾患、精神疾患の労災補償請求が行なわれた事業所に対して行なわれた調査結果や行政指導の内容、その結果について以下の実態を明らかにされること。
長時間労働者への医師による面接指導の実施状況を明らかにされること

- ① 時間外労働が1ヶ月あたり100時間を超える労働者の存在と面接指導が実施されている実態およびその事後措置の実施状況について。
- ② 時間外労働が1ヶ月あたり80時間を超える労働者の存在と面接指導が実施されている実態およびその事後措置の実施状況について。
- ③ 平成20年から義務付けとなった50人未満の事業所の長時間労働者への医師による面接指導の実施状況について。

2. 長時間労働防止、賃金不払い防止について労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準の指導を徹底すること。

- 1) 労働時間管理が不適正な事業所や、賃金不払いの実態に対する指導状況を明らかにすること。
- 2) 労働者が賃金不払請求にあたり、監督署に援助を要請した際、真に労働者保護の立場で事業所指導を実施すること。
- 3) 定期監督等における法違反の状況について平成23年度の対象件数を明らかにすること。
- 4) 長時間労働の温床となっている36協定の提出時に、監督署窓口にて過重労働対策指針に基づきチェックを行い、長時間労働是正に向けた取り組みを行うこと。

Ⅱ. 職場のメンタルヘルス対策について

1. 職場におけるメンタルヘルス不全が異常な広がりを見せている中、その対策として以下の点について実態を明らかにし、事業所への指導を強化すること。

- 1) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を周知徹底し、「心の健康づくり計画」の策定と実践を促進すること。
- 2) 急増しているパワーハラスメント・虐めによる被害の実態を明らかにし、法的規制も含め防止の為に積極的な施策を実行しその対策にあたること。
- 3) 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」の活用状況を明らかにすること。

Ⅲ. その他の災害防止、健康障害予防の課題について

1. 石綿障害の予防施策実現のために

- 1) 関係労働者の健康障害防止対策の充実を図るため、石綿等の作業に係る措置等についての実施状況及び指導状況について明らかにし、一層の改善をはかること。
- 2) アスベスト除去時に必要とされている「石綿作業主任者」の選任や、係る業務に就く労働者に対する「石綿取り扱い特別教育」の実施状況を明らかにし、万全を期すこと。

2. 派遣労働者及び不安定雇用労働者の労働災害被災及び健康診断実施状況の実態を明らかにし、対策を講じること。

3. 労働安全衛生法の最低限の義務が遂行されていない事業所が数多く存在する現状から、職場の労働安全衛生対策確立のために以下の点で事業所指導を行うこと。50人未満の事業所についても指導を重視すること。

- 1) 安全衛生管理体制の整備
- 2) 健康診断を実施し、受診率を引き上げる
- 3) 産業医の配置と、法で定めた職務遂行
- 4) 産業衛生スタッフが適正に配置され職務が遂行

- 5) 安全衛生委員会（衛生推進委員会）が規則通り開催
4. 労働者の心身の疲労回復させ、ゆとりある生活の実現にも資するという趣旨で、付与が義務づけられている年次有給休暇の取得率を明らかにし、年休取得に対しての指導を強化すること。
5. 過労死予防の立場から過労死等防止基本法の制定に向け京都労働局として主体的役割を果たすこと。

IV. 労災認定に関わる問題について

1. 脳・心疾患に係る認定基準は判例を元に、深夜交代勤務や作業形態による負荷などを重視した内容に改善すること。
2. 精神障害等に係る判断指針については、心理的負荷評価表を改善し、長時間・過重労働の他、発症後の出来事、ハラスメントなどの慢性ストレスについても正しく評価すること。また、心理的負荷について本人にとってのレベルを重視して判断すること。
3. 脳心、精神事案においては、時間管理を怠っていた事業所で発生した場合は、労働時間数が明確にならない場合も使用者責任の観点から請求人の主張を採用すること。
4. 石綿健康被害救済法（労災補償制度、特別遺族給付金制度）の周知・徹底を被災労働者、家族遺族及び医療機関、府民に行うこと。
5. 請負労働者の労災保険の適応については、実態を正確に把握し調査を行うこと。
6. 審査請求制度に関しては、単に効率化、迅速化を目的とせず従来通り請求人、関係者に対する意見聴取を行うこと。
7. 審査請求にかかり、請求人が複数の代理人委任状を提出した場合に於いても、京都労働局では、慣行として聴取時に代理人 1 名のみと限定しているが、その根拠を明らかにするとともに、今後は出席の意向がある代理人については同席を認めるよう改善すること。

V. 京都における労働行政の充実・強化について

1. 上記のような多大な課題を適正・迅速に遂行するために、京都労働局の抜本的な体制強化をはかり、労働行政の充実化をはかること。
2. 各労働基準監督署、京都労働局職員の削減や監督署統合は行わず、増員を実施すること。
3. 労働局・監督署における職員(パート・嘱託職員を含む)が労働者保護の立場で責務を果たす力量を備えるよう教育・学習を重視すること。
4. 地方分権改革における地方移管に対し、働くものに関わる諸権利に責任を持つ為、国の地方出先機関としての体制を堅持すること。

以上